○財務省告示第五百九十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十五年九月二十九日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第一回	一億九千二百四十万円	一億九千二百三十八万三千九円